

控訴趣意書陳述要旨

1 はじめに

指定弁護士の主張の詳細は、控訴趣意書及び控訴趣意補充書に記載したとおりです。

【スライド1 原判決の重大な誤り】

原判決の重大な誤りは、次の4点に要約されます。

【スライド2 「長期評価」の信頼性・具体性を否定した】

第一に、「長期評価」の信頼性・具体性を否定した点です。これが、原判決の最大のかつ基本的な誤りです。

第二に、原子炉の安全性についての「社会通念」を誤って捉えているという点です。原判決の論理は、つまるところ、原子炉の安全は、「法令上の規制やそれを補完する国の安全対策における指針、審査基準等」によって保たれており、これに従っていれば、過失責任は生じないというものですが、この発想は全く誤っています。

第三に、指定弁護士の結果回避義務の具体的な内容についての主張を正確に理解せず、結果回避義務の内容を「福島第一原子力発電所の運転停止措置」のみに限定したうえ、これに相応する予見可能性についてしか判断していないという点です。本件で判断されるべきは、決して、「運転停止措置を講じるべき結果回避義務を課すに相応しい予見可能性」ではなく、あくまで、「10m盤を超える津波の襲来」という結果を回避するための具体的な措置を講じる義務を課すに相応しい予見可能性を検討するべきです。

そして、第四に、指定弁護士の重要な立証活動のひとつである福島第一原子力発電所の現場検証の申請を却下し、これを検証することなく、判決に及んだ点も重要です。

本日は、このうち主要な論点の要旨を述べ、これをさらに明確に立証するため

の事実取り調べの必要性などについて述べます。

2 原判決の最大のかつ基本的な誤り

(1) 原判決の最大のかつ基本的な誤りは、「長期評価」の信頼性・具体性を否定した点にあります。

「長期評価」を前提とすれば、原判決の論理、弁護人の主張は、根底から覆えります。

被告人らに刑事責任を問うるか否かについての中心的論点は、被告人らがそれぞれの立場で、福島第一原子力発電所に10m盤を超える津波が襲来することを予見できたか、そしてその予見に基づいて、津波の襲来に対する結果回避措置を講じることが可能であったか、さらにこれに基づいて結果回避措置を講じるべきであったか、という点であることはいうまでもありません。

【スライド3 福島原発にO. P. + 15. 707m】

福島第一原子力発電所に10m盤を超える津波が襲来することを予見することができたかどうか、つまり、予見可能性の存否を巡る問題は、本件事故当時、すでに地震本部が公表していた「長期評価」とこれにしたがって、土木調査グループのもとで算出されていた「福島第一原子力発電所にO. P. + 15. 707mの高さの津波が襲来する」との計算結果に基づいて防護措置を講じるべきではなかったのか、その具体的評価にかかっています。

原判決さえ認めるように、武藤被告人及び武黒被告人は、この計算結果を認識していたし、勝俣被告人においても、10m盤を超える津波が襲来する可能性があることを示唆する見解を認識していたのです（原判決96ページ）。

(2) 「長期評価」に基づいて「津波評価技術」の手法で計算を行うことにより、福島第一原子力発電所に10m盤を超える津波が襲来するとの結果が、現に存在していたことは証拠上明白です。そして、被告人らが、これを知り得たことも、また明らかです。

この計算結果に基づいて津波対策を策定し、その対策を誠実に履行することが被告人らに求められていたのです。

本件はこのようにきわめて単純な事件なのです。

武藤被告人は、土木学会にその信頼性の検討をゆだねたと主張していますが、その土木学会第4期津波評価部会においてさえ、「長期評価」の見解を前提とするとの結論に至っています。

そして、仮に三陸沖北部から房総沖海溝寄りの北部と南部の相違を考慮に入れても、福島第一原子力発電所に10m盤を超える津波が襲来することの計算結果が、本件事故前に示されていたこともまた、証拠上明らかです。

【スライド4 津波ハザード解析】

しかも、東京電力が東電設計に委託した「津波ハザード解析」においても、福島第一原子力発電所の1号機ないし4号機の津波ハザード曲線は、津波高さ〇.P. + 10mの年超過確率が、フラクタル算術平均で10のマイナス5乗よりやや低いという結果が示されていました。この数値は、原子力安全委員会安全目標専門部会が平成18年3月に公表した格納容器機能喪失頻度を一年あたり10のマイナス5乗程度とするとの「性能目標」(甲61・3916)に達しています。

この解析結果は原判決のいうように、「通常設計事象として取込むべき頻度であるとまでは必ずしも考えられていない」(88ページ)などということでは決してありません。明らかに津波対策工事に着手すべき指標を示すものであったのです。

被告人らは、これらの事実を容易に認識することができました。

原判決は、これらの機序を断ち切るため、その大前提である「長期評価」の信頼性・具体性を無理矢理否定してしまいました。

しかし本件では、「長期評価」を前提にしたうえで、被告人らの認識や行動に関する詳細な判断が行われるべきだったのです。

【スライド5 「長期評価」は唯一の公式見解】

(3) 後に詳しく述べますが、「長期評価」は、我が国を代表する地震や津波の専門家が長期間にわたって審議して得られた知見です。これは、福島県沖を含む三陸沖から房総沖海溝寄りの領域で発生しうる津波地震について、当時示されていた我が国における唯一の公式的見解です。そこには、十分な科学的根拠があり、原判決が求めている「合理的に予測される程度に信頼性、具体性」を有するものであつたことは、疑いの余地はありません。

「長期評価」は、その作成主体・作成経緯に照らして科学的信頼性は、十分認められます。さらに、海溝寄りで3つの津波地震が発生したという歴史的事実、海溝寄りはプレート境界が沈み込んでいる点で同じ構造であるという具体的根拠があります。

これに対して、付加体と津波地震の発生メカニズムを関連付ける仮説は、長期評価部会等で意見表明できるような理論的レベルではなく、この仮説を採用する専門家であっても、海溝寄りの領域内のどこでも津波地震が発生する可能性を認めていたのです。

【スライド6 武藤による平成20年7月31日指示】

(4) 「長期評価」の信頼性等を前提とすれば、必然的に武藤被告人による平成20年7月31日の指示が決定的に誤りであったことが明確になります。

当日の武藤被告人の判断は、万が一にも事故を起こしてはならないという原子力発電所の安全性を第一義とする「社会通念」に著しく反することは、明白です。

原判決の論理は、「法令上の規制やそれを補完する国の安全対策における指針、審査基準等」が当時の「社会通念」に反映されているのだから、原子炉の安全は、これらの規制や基準に従っていれば、予見可能性や結果回避義務についての過失責任は生じないというものでした。

しかし、福島第一原子力発電所の運転につき、第一次的に責任を負うのは東京電力であり、その最高経営層に属していた被告人らです。

規制や基準は原子力発電所の安全を確保するための最低限の規範であり、これに尽きるものではありません。

被告人らは、原子力発電所の運転に最終的な責任を負う者として、最大限の知見を要求され、これに基づいて、決して事故を起こすことのないよう対策を講じるべきです。

被告人らは、当時知ることができた合理的な「知見」に基づいて、万が一にも本件のような重大事故を惹起させてはならないという義務と責任を負っていたのです。

このことこそ、原子力発電所の安全性に向けた「社会通念」なのです。

3 予見可能性の判断における結果回避義務の内容

【スライド7 10m盤を超える津波の襲来】

(1) 原判決は、「長期評価」には、福島第一原子力発電所に10m盤を超える津波が襲来することについて、「運転停止措置を講じるべき結果回避義務を課すに相応しい予見可能性」を根拠づける信頼性、具体性がないと判断しています。

一方で、「長期評価」に「防潮堤建設等の措置を講じるべき結果回避義務を課すに相応しい予見可能性」を根拠づける信頼性、具体性があるのかどうかについては、全く判断していません。しかし、このことこそが本件において真に判断されなければならない命題なのです。

本件において、被告人らに過失責任を問うべき予見可能性があったかどうかを判断する結果回避義務は、「運転停止措置を講じるべき結果回避義務」ではなく、「防潮堤建設等の措置を講じるべき結果回避義務」なのです。

【スライド8 防潮堤建設等の措置に着手】

(2) 原判決は、結果回避義務の内容を福島第一原子力発電所の運転停止措置のみに収斂させたうえ、本件における予見可能性は、これに相応しい程度のものが求められるとしています。そして、「運転停止措置を講じるべき結果回避義務を課す

に相応しい」10m盤を超える津波が襲来することを予見することはできなかつたとの結論を導き出しています。

指定弁護士は、原審以来、本件のような事故を万が一にも起こさないために、自然災害である津波に備えなくてはならないこと、そのためには福島第一原子力発電所に10m盤を超える津波が襲来する可能性が否定できない以上、それがいつ襲来するか分からぬのであるから、この可能性が判明した時点で直ちに、防潮堤の建設や原子炉の水密化などの回避措置を講じるための対策に着手するべきであった、回避措置を講じるまでは、いつ来るかわからない自然災害に備えて、一時的に原子力発電所の運転を停止しておくべきであったという、極めて当然のことを主張しています。指定弁護士は、当審においても、この主張を変更する意思はありません。

被告人らが、防潮堤建設等の措置を講じることに着手していれば、本件事故までにこれを完了することができたかどうかという点は、本質的な問題ではありません。言うまでもなく、福島第一原子力発電所に、10m盤を超える津波が襲来することを防ぐための措置は、運転停止にとどまりません。否むしろ、運転停止は最終的な手段なのです。

10m盤を超える津波が襲来することを防ぐための措置として、防潮堤の建設、防潮壁の設置、電源設備等の水密化や高台設置などの具体的措置があったことは、改めて指摘するまでもありません。

被告人らは、津波の襲来に備えて、これらの措置を講じようとしていたのであればともかく、これらの措置を何ひとつ講じようともしていなかったのです。

仮に予見可能性と結果回避義務との相関性を理論的に肯定する見解に従ったとしても、その判断基準は、決して、「運転停止措置を講じるべき結果回避義務を課すに相応しい予見可能性」ではなく、あくまで、「10m盤を超える津波の襲来」という結果を回避するための具体的措置に相応する予見可能性を検討すべきなのです。

【スライド9 結果回避義務の内容】

(3) 福島第一原子力発電所の設置、運転が許可されているのは、予見される津波の襲来に対しての安全対策が講じられていることを前提としています。

安全対策が講じられ、原子炉の安全性が確保されているので、「許された危険」として、設置、運転が許されているのです。

福島第一原子力発電所に10m盤を超える津波が襲来することが予見できた場合には、当然にこれに対する安全対策が講じられなければなりません。

そして、本件では、防潮堤建設等の措置が講じられていれば、予見できた津波の襲来からの結果発生は回避できたのです。ですから、被告人らがまず直面する義務は、「防潮堤建設等の措置を講じるべき結果回避義務」であることは明白です。

そして、防潮堤建設等の措置を講じるまでは、安全対策が講じられていない状態なのですから、「許されない危険」の状態となり、当然に、運転することが許されないことになります。

指定弁護士は、原子力発電所は自然災害から絶対に安全とは言えないのだから、被告人らが直面する具体的な措置を特定することなく運転を停止せよとか、10m盤を超える津波といつても何mの高さまで遡上してくるのかはわからないのだから、防潮堤の高さも無限定になり、防潮堤の設置に現実性がないので、運転停止せよなどと言っているのではありません。

あくまでも、福島第一原子力発電所に10m盤を超える津波が襲来することが予見できたのですから、防潮堤建設等の措置を講じれば、予見できる津波の襲来からの結果発生は回避できた、そして、その具体的な措置を講じるまでの措置として運転停止をするべきだったと言っているにすぎないのです。

したがって、防潮堤建設等の措置を講じるまで運転停止措置を講じる義務を課すにあたって、あらためて、「運転停止措置を講じる結果回避義務を課すに相応しい予見可能性」を観念する余地はないし、その必要もありません。

このように、本件において、被告人らに過失責任を問うべき予見可能性があつたかどうかを判断する結果回避義務の内容は、「防潮堤建設等の措置を講じるべき結果回避義務」であり、かつそれで足ります。

(4) ところが原判決は、結果回避行為を運転停止措置ということのみに目を向けることにより、結果回避行為の困難性を、ひいては予見可能性の問題を誤って評価するという基本的な誤りを犯しています。

【スライド10 津波対策の具体的な措置】

問題とすべきは、防潮堤の建設、防潮壁の設置、電源設備等の水密化や高台設置など、津波の襲来に向けた基本的かつ具体的な措置自体なのです。

これらの具体的措置は、真摯に計画し、実行していれば、短期間内でできたことであり、それまでの間、運転を停止しておけばよかつただけのことです。

本件事故までに、これらの具体的な回避措置を完了していれば、原子力発電所を稼働していても、本件事故を回避できたり、完了していないくとも、稼働を停止しておけば回避できたのです。

この意味で工事が完了するか否かの問題は、本件審理の中心的テーマではありません。

原判決は、結果回避行為を運転停止措置とのみとらえて、運転停止措置の容易性、困難性について検討していますが、結果回避行為を「防潮堤建設等の措置を講じること」ととらえると、そのような検討は全く必要のないものです。

一方、原判決は「防潮堤建設等の措置」について、各措置の内容、それぞれの措置の結果回避に対する有効性、施工の技術的可能性、施工期間等について、十分な理解がなされていません。

そこで、当審において、原子力工学の専門家である渡辺敦雄証人により、それらのことを立証し、防潮堤建設等の措置が、予見可能性を検討する対象として、特定された具体的、現実的な結果回避措置であることを明らかにしてまいります。

4 「長期評価」の信頼性、具体性について

【スライド11 長期評価には信頼性、具体性がある】

(1) そこで問題は、「長期評価」の信頼性、具体性についてです。

【スライド12 作成主体】

「長期評価」を策定した地震本部は、地震防災対策の強化に資する地震調査研究を一元的に推進することを目的とし、法律に基づいて文部科学省に設置された政府の特別機関です。地震本部以上に地震に関する調査結果等が集積され、分析、評価がなされている機関は日本に存在しません。

【スライド13 多数の専門家】

「長期評価」は、地震本部に設置された地震調査委員会、長期評価部会、海溝型分科会に所属する各委員がその策定に関与し、各会の了承を得て公表されました。各委員は、日本を代表する地震学、測地学、地形学、地質学などの分野の専門家です。三陸沖から房総沖までの領域の津波地震に関して、これほど多種多様な分野の専門家が議論し、3段階の審査を経るという慎重な策定過程を経て取りまとめられた評価は「長期評価」以外に存在しません。

(2) このような経過で策定された「長期評価」に対して、原判決は、「M t 8.2 前後の津波地震が海溝寄り領域内のどこでも発生する可能性があるとしたことについて、本件地震発生前の時点においては、十分な根拠を示していたとはいい難い」と判示しています。

そして、その理由として、このような見方が複数の専門家の間にあった、北緯38.1度付近を境に北側領域と福島県沖を含む南側領域に分けた場合、両者は海底地殻構造が異なっている、北側領域では、ホルスト・グラーベン構造が発達し、プレート境界には楔状堆積ユニット(付加体)が存在するのに対し、南側領域では複雑な構造的特徴を有しており、付加体は見られない、北側領域の方が南側領域よりもカップリングが強いという違いなどを指摘して、「長期評価」の信頼性を否定しています。

しかし、「長期評価」に科学的信頼性が認められることは、その作成主体・作成経緯・改訂経緯に照らせば明らかです。

【スライド14 作成主体及び作成経緯を重視すべき】

科学的信頼性が優に認められる「長期評価」について、裁判官が信頼性等を検討する際には、事実認定を行う裁判官自身は専門的知見を有していないこと、判断材料は法廷に顕出された証拠に限られるという制約が存在していることに留意する必要があります。「長期評価」の策定に関与した専門家はそれぞれが意見を有し、膨大な専門的知見を有していますが、法廷で証言をしたり、証拠として供述調書が取り調べられた専門家はごく一部です。法廷に顕出されていない多くの専門家の意見及び膨大な知見が存在することを念頭に置く必要があります。こうした事情は「長期評価」の作成主体及び作成経緯に含まれています。「長期評価」の信頼性等を検討する際には、何よりも作成主体及び作成経緯を重視しなければならないのです。作成主体及び作成経緯を「長期評価」の信頼性判断の単なる一要素と位置づけたり、仮説に過ぎない見解と同じレベルの判断要素とすることは誤りです。

「長期評価」の作成主体・作成経緯からすれば、裁判官は、「長期評価」の信頼性に疑義を抱かせる特段の事情が認められない限り、信頼性を認めるという枠組みで判断すべきです。

【スライド15 濱田証人】

(3) その作成主体、作成経緯や部会における審議経過については、原審において一定程度明確にしたところですが、原審裁判所において十分な理解を得られませんでしたので、指定弁護士はこれをより明確に立証するため、当審において、濱田信生氏を証人として事実取調請求を行いました。

濱田氏は、東京大学大学院理学系研究科修士課程を修了後、気象庁に入庁、平成20年3月に定年退官するまで36年間勤務され、そのうち延べ13年間、研究職として主に地震の研究に従事されておりました。そして、海溝型分科会委員

として、「長期評価」の策定にも携わっておられます。このように、濱田氏は、その公的な経験からしても、地震本部における議論の経過、長期評価の成立過程や、国にとっての意義について、もっともよく知る立場のひとりとして、原判決の誤りをただすため、検察官立証に必要不可欠な証人なのです。

(4) 濱田氏を証人として取り調べることにより、以下の事実が一層明確になり、「長期評価」の信頼性に疑義を抱かせる特段の事情などいささかも存しないことが明らかとなります。

【スライド16 「長期評価」には具体的根拠がある】

まず、「長期評価」には具体的根拠があるという点です。

【スライド17 3つの津波地震】

三陸沖北部から房総沖にかけての日本海溝寄りの領域で、慶長三陸沖地震、延宝房総沖地震、明治三陸沖地震の三つの津波地震が発生したという歴史的事実が具体的根拠の一つです。

【スライド18 同じ構造】

もう一つは、三陸沖北部から房総沖の海溝が同じ構造であること、具体的には、プレート境界が水平に近い状態から次第にその傾きを増していく構造であり、沈み込んでからあまり時間が経っていない点で同じであるということです。

【スライド19 改訂】

「長期評価」は本件地震発生前に2回改訂作業が行われました。平成21年3月9日に公表された「一部改訂」と平成23年11月25日に公表された「第二版」です。「第二版」の改訂作業は本件地震発生前に終了していましたが、公表前に本件地震が発生したため、本件地震発生による評価を加えて公表されました。

【スライド20 図】

「一部改訂」においても「第二版」においても、三陸沖北部から房総沖の海溝寄りを一つの領域とし、どこでも明治三陸沖地震と同程度の津波地震が発生する可能性があるという「長期評価」の見解は維持されました。いずれもその策定作

業に長期評価部会等の各委員が関与し、委員の中には「長期評価」に異論を有していたとされる佐竹健治氏、松澤暢氏、今村文彦氏が含まれていました。原判決が「長期評価」の信頼性を否定する根拠として指摘した鶴哲郎氏、西澤あずさ氏、谷岡勇一郎氏、松澤氏、佐竹氏の各論文は、各改訂作業時に既に公表されていました。それにもかかわらず、「長期評価」の見解は維持されたのです。

また、平成31年2月26日に公表された「日本海溝沿いの地震活動の長期評価」においても、「青森県東方沖から房総沖にかけての海溝寄り」をひとつの領域とし、慶長三陸沖地震、延宝房総沖地震、明治三陸沖地震を津波地震と評価しており、「長期評価」の見解を維持しています。

【スライド21 海底地殻構造の違い】

(5) 海溝寄りの北側領域と南側領域で海底地殻構造が異なることは、「長期評価」の信頼性に疑義を抱かせる特段の事情ではありません。

海溝寄りの北側領域と南側領域で海底地殻構造が異なることは客観的事実ですが、いずれの領域でも津波地震が発生している以上、海底地殻構造が異なる事実は、海溝寄りの領域のどこでも津波地震が発生しうるとした「長期評価」の信頼性に疑義を抱かせる特段の事情になり得ないのです。海溝型分科会において、佐竹氏を含め、どの委員からも海底地殻構造の違いを理由に海溝寄りの領域を一つとする「長期評価」の見解に異議を唱えた者はいませんでした。このことはその後の「一部改訂」及び「第2版」の改訂作業においても同様でした。

【スライド22 単なる仮説】

(6) 付加体と津波地震の発生メカニズムを関連付ける見解が存在したこと、「長期評価」の信頼性に疑義を抱かせる特段の事情ではありません。

付加体と津波地震の発生メカニズムを関連付ける見解では、付加体が顕著な北側領域で発生した明治三陸沖地震を説明することはできても、大規模な付加体が存在しない南側領域で発生した延宝房総沖地震を説明することはできません。また、同じく大規模な付加体が存在しないペルー沖やニカラグア沖で発生した津波

地震についても、説明することができません。根拠が不十分な仮説に過ぎなかつたのです。

【スライド23 世界的にも有力ではない】

付加体と津波地震の発生メカニズムを関連付ける見解は、世界的に見ても有力な考え方ではありませんでした。金森博雄氏は、比較沈み込み学、アスペリティ・モデル、モーメントマグニチュードを提唱・考案した地震学会の世界的権威ですが、こうした見解には立っていません。金森氏は、講演や論文において、1400年間巨大地震が起こっていない福島県沖を含む領域について、スマトラ島地震に匹敵する巨大地震、サイレント地震、津波地震のいずれかが発生する可能性を指摘しています。そして、その際、海溝寄りの北側領域と南側領域で海底地殻構造が異なるであるとか、付加体の存在が津波地震の発生に影響しているといった説明をしていません。また、米国を代表する地震学者であるトニー・レイ氏も、津波地震に関する論文において、世界中の14の沈み込み帯のどこでも津波地震が起きうるという見解に立っており、付加体と津波地震を関連付けていません。

日本においても、付加体と津波地震の発生メカニズムを関連付ける見解はその根拠に乏しい仮説に過ぎないと考えられていました。松澤氏は、付加体が津波地震の発生に影響するのではないか、と考えていたものの、その見解が正しいという証拠はなく、評価として使うレベルの信用性がないと考え、長期評価部会の委員として「長期評価」の改訂に関与した際に、自説を述べることも、「長期評価」の見解が維持されることに異議を唱えることもなかったのです。「長期評価」の改訂に委員として関与した佐竹氏も今村氏も付加体と津波地震の発生メカニズムを関連付ける見解を主張したり、「長期評価」の見解が維持されることに異議を唱えませんでした。長期評価部会等で意見表明することができない程度の仮説に過ぎなかったのです。

【スライド24 重み付けアンケート】

(7) 付加体と津波地震の発生メカニズムを関連付ける見解を採用する専門家も、そ

の多くは、海溝寄りの領域内のどこでも津波地震が発生する可能性を認めていました。このことは、土木学会津波評価部会が平成16年と平成21年の2回実施した重み付けアンケートの結果からみて明らかです。

重み付けアンケートは、確率論的安全評価の研究のために試行的に行われたものですが、各専門家が津波地震の発生可能性や「長期評価」の見解について、当時、どのような考え方をもっていたかを示す事情であり、各専門家の証言等の信用性評価に重要な意味を持つものです。

【スライド25 平成16年アンケート】

これは平成16年度の重み付けアンケートの結果をまとめたものです。

選択肢①は津波地震は過去に発生した領域で発生するという見解、選択肢②は「長期評価」と同様、海溝寄りの領域内のどこでも津波地震が発生しうるという見解です。

付加体と津波地震の発生メカニズムを関連付ける見解に立っていた専門家である今村氏と佐竹氏も回答しています。

ご覧のとおり、今村氏は①に0.4②に0.6という重みを付け、「長期評価」の見解を重視したのです。また、佐竹氏は①に0.5、②に0.5という重みを付け、「長期評価」の見解を否定していません。

【スライド26 平成21年アンケート】

これは平成21年度の重み付けアンケートの結果をまとめたものです。

①は過去に発生した領域でのみ津波地震は発生するという見解、②は海溝寄りのどこでも津波地震は発生するが北部に比べて南部はすべり量が小さいという見解、③は「長期評価」と同じ見解です。②と③は、海溝寄りのどこでも津波地震が発生すると考える点で同じです。

付加体と津波地震の発生メカニズムを関連付ける見解に立っていた専門家である松澤氏、今村氏、谷岡氏、佐竹氏が回答しています。

ご覧のとおり、松澤氏が①0.2、②0.6、③0.2、今村氏が①0.3、

②0. 6, ③0. 1, 谷岡氏が①0. 5, ②0. 3, ③0. 2, 佐竹氏が①0. 5, ②0. 1, ③0. 4というものでした。

②と③の重みに照らせば、松澤氏及び今村氏は、海溝寄りのどこでも津波地震が発生するという見解が適切であると考えていたことが分かります。また、谷岡氏と佐竹氏は海溝寄りのどこでも津波地震が発生するという見解と発生例のない領域では津波地震は発生しないという見解はいずれも同程度に適切であると考えていたことが分かります。

このことは、付加体と津波地震の発生メカニズムを関連付ける見解が「長期評価」の信頼性に疑義を抱かせる特段の事情に該当しないばかりか、むしろ、こうした見解に立つ専門家でさえ、海溝寄りのどこでも津波地震が発生するという点においては「長期評価」に賛同あるいは否定しない立場に立っており、「長期評価」に信頼性があることを裏付ける事情といえます。

【スライド27　日本原電】

(8) 日本原電は、東海第二原子力発電所において、「長期評価」に基づく津波評価を実施し、津波対策を講じていました。

この点、原判決は、日本原電が、日本海溝沿いを北部と南部に分けて波源を設定する見解に基づいて、津波対策工事を実施したと認定していますが、誤りです。日本原電は、北部と南部を分けずに波源を設定する「長期評価」の見解に基づいて、津波対策を講じていました。

【スライド28　表】

具体的には、排泥を利用した盛り土工事、防水扉・防潮シャッター・防潮堰工事などの建屋水密化対策といった押し波対策、引き波対策としての海水ポンプ吸込管延長工事です。いずれも、北部と南部を分けずに波源を設定する「長期評価」の見解に基づく津波水位への対策です。

海水ポンプ室かさ上げ工事については、このような「長期評価」の見解に基づく津波水位への現実的な対策案を講じることができなかったため、北部と南部に

分けて波源を設定する見解に基づく津波水位への対策にとどまりました。しかし、この工事も、「長期評価」の見解に基づく津波水位への対策を迫られた場合に大規模な手戻りがないような設計がなされたのです。

日本原電は、東海第二原子力発電所のバックチェックにおいては「長期評価」に基づく安全性評価を実施していませんが、現実の対策工事には「長期評価」を取り込んでいますので、「長期評価」にはそれだけの信頼性があると評価していましたといえます。

- (9) 以上のとおり、「長期評価」は、その作成主体・作成経緯に照らして信頼性が認められます。また、海溝寄りの北部と南部で海底地殻構造が異なること、付加体と津波地震の発生メカニズムを関連付ける見解が存在したことなどは「長期評価」の信頼性に疑義を抱かせる特段の事情とは言えません。一方、付加体と津波地震の発生メカニズムを関連付ける見解に立つ専門家でさえ海溝寄りのどこでも津波地震が発生するという見解を採用し、あるいはその可能性を認めています。また、東海第二原子力発電所においては「長期評価」に基づく津波対策工事が実施されていました。このように「長期評価」の信頼性を裏付ける事情が認められるのです。

5 福島第一原子力発電所の検証が必要であること

【スライド29 検証が必要】

- (1) 原審では、どうして福島第一原子力発電所の現場を検証しなかったのでしょうか。

指定弁護士は、原審において、①福島第一原子力発電所がどのような地盤に設置されているのか、②その地盤上にはどのような設備があるのか、③津波はどこまで襲来しどのような痕跡を残しているのか、について、現場検証することによって明らかにする必要があると強く訴えてきました。

原審で取り調べられた証拠には「福島原子力事故調査報告書」があり、そこには、確かにこれらについて写真や図面なども利用した一通りの記述が認められま

す。原審裁判官らは、この報告書を見ることで指定弁護士が訴えているような事項は明らかにされているのでわざわざ現場を検証するまでの必要性はないと判断したのかもしれません。しかし、その判断は誤っています。

(2) 福島第一原子力発電所の事故は、我が国でこれまでに起きたことのない重大事故です。しかも、その事故の内容自体は、原子力発電所が津波の襲来により浸水し、全電源が喪失してしまったという、日常生活では見聞きし得ないような極めて特殊な想像を超えたものです。それは、この裁判に携わっている指定弁護士や弁護人はもちろん、判断を下す裁判官にとっても、法廷に提出された証拠資料を読んだり見るだけでは到底理解できないようなものばかりです。

人間の認知能力には限界があります。指定弁護士や弁護人はもちろん、裁判官もその例外ではありません。我々は、もっと謙虚な姿勢でこの裁判に向き合っていくべきです。本件における問題の本質、核心に近づくために、福島第一原子力発電所の立地状況や本件津波の襲来状況の痕跡等を本当に理解するためには、現場検証は不可欠です。「百聞は一見にしかず」です。このことは事実審のまさに最終審である本控訴審においてこそ考えられるべきです。

(3) 現場検証では、福島第一原子力発電所の立地に関し、高台をわざわざ30m近くも削って作られた10m盤、すなわち、小名浜港工事基準面から10mの高さの位置に設置されているという状況について、それが実際に津波が襲来した際にどの程度防御できるようなものなのかについてよく見てください。

そこから免震棟が設置されている40mの高台を見上げてください。

福島第一原子力発電所がいかに低い位置に立地しているか、約80m先にある海岸線から津波が襲来したらどうなるかということがよくわかるはずです。

そして、「15.707m」という具体的な計算結果を前にして、10m盤を前提とした、津波を襲来させないドライサイトという対策が本当に十分なものだったといえるのか考えてください。

また、福島第一原子力発電所に残された本件津波の痕跡をよく見てください。

そこから本件津波が福島第一原子力発電所に襲来した状況を確認してください。

ちなみに、東京地方裁判所では、被告人らを被告とする損害賠償請求株主代表訴訟が係属していますが、そちらの審理では、10月29日に行われた進行協議期日で、裁判官が福島第一原子力発電所に赴いて現場を見分しました。

裁判所には、適正な判断、被害者や国民を納得させる判断が求められています。

そのためには、福島第一原子力発電所を現場検証することが不可欠です。